

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 225 改正企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」の公表について

2021年3月26日に、企業会計基準委員会（ASBJ）より、改正企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「本改正適用指針」という。）が公表されています。本改正適用指針では、電気事業及びガス事業における毎月の検針による使用量に基づく収益認識に関して、見積方法に関する代替的な取扱いが設けられています。

本稿では、本改正適用指針の主な内容について紹介します。

【本改正適用指針の公表の経緯】

電気事業及びガス事業において、毎月、月末以外の日に実施する検針による顧客の使用量に基づき収益計上が行われる実務が見られます（いわゆる検針日基準）。会計基準第35項の定めに従えば、決算月の検針日から決算日までに生じた収益を見積ることになるが、これが実務的に困難であるとの理由で、検針日基準を代替的な取扱いとして認めて欲しいとの要望が電気事業連合会及び一般社団法人日本ガス協会から寄せられました。

審議の結果、検針日基準による収益認識を認めた場合、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせないと認められないと判断し、会計基準の定めどおり、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を見積ることが必要であるとの結論に至りました。

ただし、決算日時点での販売量実績が入手できないことにより、見積りと実績を事後的に照合する形で見積りの合理性を検証することができないなど、見積りの適切性を評価することが困難であるとの意見が財務諸表作成者及び監査人から寄せられたため、見積方法について財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを定めることとしました。

【代替的な取扱い（本改正適用指針第103-2項、第176-4項及び第176-5項）】

電気事業及びガス事業における決算月の検針日から決算日までに生じた収益の見積りは、通常、同種の契約をまとめた上で、使用量又は単価（若しくはその両方）を

見積って行われるものと考えられます。代替的な取扱いでは、当該使用量及び単価の見積りを、以下のように行うことができることとしています。

(1)使用量について

決算月の月初から月末までの送配量を基礎として、気温、曜日等を加味して見積ることが考えられるが、気温、曜日等を加味することは実務的に困難である可能性があるため、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積ることができることとしました。

(2)単価について

電気事業及びガス事業では、契約の種類、使用量、時間帯等によって単価が変動する料金体系を採用していることがあり、単価の見積りについては、使用量等に応じて、それらの構成比の変動等を調整することが考えられるが、このような調整を行うことは実務的に困難である可能性があるため、決算月の前年同月の平均単価を基礎とすることができることとしました。

これらの見積方法を定めることにより、見積りの適切性の評価における財務諸表作成者及び監査人の負担が軽減されると考えられています。

以上